被殺童物語

合邦辻実事　完

へ13
2748

へ13
2748
へ伊13
~~2993~~
へ 13
2748

被髮童物語

傳へ聞候天王寺西門の邊りに小さくやうなる備後堂の殿と称せし
法名被髮中名高橋作十郎光俊の中興とたつぬる 皇國第一等くの加藤義
三郎の大藩加賀宰相公の家臣たりしが故のつく仕と辞し佛門に入り法
遍智ゐ好んで行く先に小猫ノ堂と建てたまこぎ其の辞仕より入り
子孫をたつぬるに今い苔し四幕大橋の比ろ享保年間より加賀宰相公の
分藩加州江沼郡大聖寺拾万石の妹を松平大学少輔殿へ輿入れ家宰相公の
世子宰相殿が兄宰相公の明君より引り性質暴逆非道にして酒色よおほ是更に
忠孝仁義の道なく奢る長じ家人づく民と見る事土芥の如く殊に性急の
癖ありありしかば家臣補佐の者仮抑より諫言とかるに能ごと布て是と悔り

稍もすれば近所の老農の外のもの、荒の事抔と有り、我が家宰相公の
学問遠く宰相公よりは劣れども、全く古昔の聖人の意にかなひ
教訓有りて一体の工夫にて、上を敬ひ民を愛し、聖言より民心の要ありて
義に急なる事有り、くだくだ列挙下さる者の上を得ては日月の仕の如く恨まず、有へ
くだくだ和漢の古事を引き挙げ、流石異聞の大義多く賢明の
先生方の議論ならざる迄、後世の後、恨まずが宰相公よりは程遠き
なく異国古今家老七人の内、校山山林方の倉番用姓数馬等月例汲の内まで四
人の者人概しの上大義多の御人様なれども尚く大義の御恨有りきこの
事ふりこれ程の多くの諸く表よ恨まずの色のまこと生得我慢の性質
止のなく手紙り物よりの聞病生せるまま所々九御人始の家臣の面々心配の上

好まる者特寵の猟とおもひて遊ばるる者を撰まるまくと和漢の上大義多く
申し出て所好むこと大いよ長じ出でまた是より折々農猟よりおもまるが深きこの事多く
供の人々も第事は心ろと配りてさハりなきハ、ふりしが頃、宝永三年秋の始め
ふりしが又大義の事何よ出でもと和歌の事で三つ小多よ居られ馬上よて
多の山里と所々こと乗られまるが打よりよりある山際の方よ狩場番の鶴を逆の
花月と大義の是と凡く多ち居る鶴とあいまるまるが鶴ハ必ずもたのしつぼ鶴よ
おつけ名所の物きいと当るまるが先ずこれ鶴を名多まこれとひるまで姓名と助けて
姓名り鶴とつりと当て先ずこれ年まるよ老流石の名鶴と二枝の鶴よ有やまさまこの年と
あるくさかくこれ年まる有多よ大義の鶴の此体と凡て鶴匠と呼じまるよくこのせり
たりこうち鶴と鶴の三毎ハ組こ合ふ凡列く遠の方こ次第くよ落ちく
大義の例の仕方烈火の如く馬と乗て多のいく石とのぞ人で乱せ玉ひしが

出くまして雪の降り出でんとする頃、農民の小児三人が此の雪を手数にて拾ひ
集め、薪にせんとて、山に入りしが、其年二月廿五日、石川郡左田村
新田字梅木谷と申す所の農民子三郎と申者、年齢十四歳ばかりなる
四郎兵衛の弟なるが、十日夕三郎儀、我子左三郎と助の十七と、父の名代を引き連
農業稼ぎに出で、子供の弟、弟取り扶持に付いて、中食の弁当を持ち、後ち
幼年なれば、田のあぜなどあちこち飛び歩き、彼の大雪の雪路と組合い、
来りしに、我子左三郎の言葉に、人の多く落ち来たり、言葉より早く、いりおく本切を持て参る
ものと、三郎の言葉に、多分と存じ、早速の雪路を、
三人にて、引き連れ、出でんとする時、三郎儀、
此の仲間と、人数多ち、烈しの、悪く、傷ふ者、
雪と、お叱りと、云ふ、
おそれて、出でんとす、又の、
此の仲と、人数多ち、烈しの、悪く、傷ふ者、
雪と、お叱りと、云ふ、
民雑云ふ方なし、大雪の、此有さまを、
迫り、迫さる子三郎、父子の死骸と、
此村の、死代、
抜く、高橋作左つ、此所、
後世、
あ〜、

世をよ乱けのゆゑ、容易かるさる大変ふりこそ矣、ヤホ、ヤ大義及ハ文と書く
毛もかく小児ハ迷ハ我政義の尊と去教、我が迷猟と妨ふりこ重者去捨く
たり迷ハ如なり、此信を捨ものハ南村支配の者ハ平が自ら重ものに東門
設をべ、聖天義ハ人ハ言ふ事ハ代反ハ偽作ハ信毛ハ東門設せ、ハ
大義ハ人のハ言ハ世人ハ言ふ事ハ代反ハ偽作ハ信毛ハ東門設せ、ハ
天皇と御待ハ大義ハ三尊ハ荒く甚方教村と頼り支配ハ迷ハ平ハ今日言猟
生ハ文南村古氏のハ其の小児を平ハ猟の妨けふとのふ平が政義の尊と去教、
不定の事ハ止ハ此小児を去果、くり甚方先教ハ此の天く取斗べ、悪ハ
如迷ふりこ有ハ其時作ハ貌ちと平、こ有、ハ言ふ作と称ふ者の者先教と

隨ひ取計、ふ者ハ世沙法有ハ共ハ新のゆき云道の先教ハ実ハ彩中ハ死小
前列四月付の小児の文狀族を訴ハ実ハ彩入ハ決ハ第一付小児ハ共ハ
世沙法有ハ共ハ世沙法有ハ共ハ小児の罰有ふ共ハ其保ハ巻事繁多の宗平ハ中事ハ
太ハ揃ハ世沙法の名然乃小巻事の妨けとり思ハ迷ハ探りハ田坐ハ世宗馬
隨ハ八ハ有ハ、不思議の変なる小場ハ世沙法ハ世沙法ハ世沙法ハ世沙法ハ宗馬ハ入りの世事ハ
聖言ハ君子ハ民の時と矣ふ共ハ三中ハ有ふ共ハ世遊ハ法ハ有ふ共ハ一意の
世沙法と有ふハ其の取ハ方と有ふ共ハ其義と有ふ不意の世猟ハ歩ハ吳意ハ
世我信の世遊ハ法と中ふ有ふ民の耕ハ幸切ふ民の遊ハ行ふ共ハ耕ハ貢と
有ふ大任ふり民ハ国の基附ハ朝廷ハ頼り有ふ人ハ矣ハ仮法ハ等用ハ
世平ハ義と大切の義ふり人ハ有ふ民と見ふ事ハ蔑り苏のごとく

古語にも千ヒと尺る事出来の好き時いかで又上を尺る仇敵の心〳〵に卑劣なる
私〳〵なる御心其乃と奉まつり大ち臣に心魂と奉わ奉り大ち臣に捨て余石と
法の道〳〵中大住に出せ〳〵き新の心さ中ふに御あるを方扶と称けられつ〳〵きの次第
と存奉りいふり去りかるる中三の座有ての中重なる人形〳〵なれる所なる
彼の小兒事に左ち孫の尊しなぜ〳〵きやや唯事何の条ふく〳〵左ち孫法
者の田舎小藩ち来まい芝浦人こして〳〵おくるも毒よ者の死せ〳〵のこと
中沙法あけまい小兒のとふに行人ら新ぶつき新人中を作たつ〳〵ことなぜきる
変ろり渋人や小兒よおそとや変ろ又中るる〳〵がき武名の出あり文武の私ら
中法者ぶき若其義ふく中なるの中者ふ中武の人民と中ふる中
出せ〳〵ふく〳〵何事出刷さ〳〵一日の多の為小大切ふる人命殺ふ武人を異〳〵

玉り人こ多り何まら事くいづまこの悔きや彼の小兒の又大じめ新藤左の
ふげきいりぞりや実ふ彼の事りた左ち今こ和ふり死くる出の法く者き
道な〳〵大ち孫のいくの中業法ふて中面け出せふ中ふや和ふ仕り文和くし〳〵に
おいて〳〵頼りまつる大切の人民三飛の中る対上に対〳〵又小兒の新藤左に対〳〵て
文小中法けの道法果て〳〵面ふ〳〵外左出ふ左ふく中ふと武い〳〵無り武い歌けき其の
述ふる事ふ左法と申〳〵其の実大義ふの〳〵中ふけの左とりとむる出ふと云
心底ふると異悪我法の大義法多ち無りと称〳〵だまき作左つ事ふ心つく
云法国作ふる矢敷の之云本ふのふと中ふ有ると国〳〵臣下に和遠ふ〳〵
彼の小兒ふ〳〵ふ初ふきふ出せふ者ふ又あり心ふ仕く者ふふ其義ふきい事と
あふごる中法と云〳〵仍ふ〳〵此のしぎふふり法〳〵ふ毛左人ぶの

庭云々中〻勇ぶこと絶へず何ぞ文学の我い汝〻小男らんや妻一面倒なり
云へども其一二を中せんと我の遊猟と我くし事小あれば奪猟と名こして
田畑を遊行し民の農事とかり見く其勧励とをもむ事なり又人こと多りこ
れ是の事この事い此奪い本家宰相殿侍軍家より下り給へ大切の多〻
平本家より相伝せ〻事ばかりなり汝〻申て古語に民の事い忽せ小
きをばかりを付まい小事人遠さく其恨むい少人の恵ふり大人の事あり小人の
事有り上平の程遠なき人ば改り事是よりこだる所よ往時其のため〻をくふ
〻民汝〻ふ〻こころい民の事のこふして上と彩〻情りふ〻是ゑ申る婦人のに
して汝〻が役上ふ私く〻の恵こと奪り民の心を引くのこまして聚歛の臣近
こころ人のこ嘆ぐ恨むらくい奪よ蔑ておこ心ろ急くまふ本家の領地へ

系図〻を恢るのこ我の大聖寺の領内あらい此の小児業めき多行ふせ〻こて
文よ子孫ばくば嗟こ本家の領の一其の支配の汝〻ふ無る小事上高つく新
さへ遠云こりつく迎ろい何事ぞ事ノ改事上の事ごも申〻奪ろ大聖寺
領内是まおでいの左る不正ありや是ホの事何ぞ汝〻の是ぞ法ん
ふ従子方こ云ゑ〻汝〻此の所正方左くい特自よせよ事い支配の其方に
事は遠のこと異ホ是ホ人よ云ちふし事こ端三〻体りの〻ぞ作左つい
遠方よ奪ぬいうぐハセ人こ名東よ奪若る〻こ志の義よ是こ名東とさぐめ
者の侍よ此本家相殿くろく主尚左まごりと左本りく明天の宰相殿大義
ごの〻罪りろくば是ぞこと汚人こまでまば小児の牧族申ぞけの道なく孫小
此義ぞこの此事天此頼きり小ろくば此孝子孝宰相殿侍世堂

敬素の流様にの中立山南素遊さるべく又敬素流様に俗に云ふたの子い
行方不尋と云ふ〳〵大道に鉄くるべきこと云ふ友金の道なり〳〵仍く
我れと捨く西く大藏と称うにあらざるべきこと我に子に見せ言く必事
一生〳〵人死せる時に死せざる人に死に場さるる仙ありこは古人の金言若し汝軍一の
山言葉と敷いまろ今ま此時なり早くと悟り〳〵真に忠臣の義魂と云べし
事の意なるりつく子三郎の親族と呼び出し此度の件仇先に金子表を述
出所なり山本家の山元男と清る南まば小四郎の死骸に依り埋葬し立〳〵多くの
帝い料と為べき重ねくの山沙汰と御待命〳〵申立〳〵支より一ト間ところり
お沙汰も預書い

自首歎願書

今享保三年七月廿四日山名家大聖寺松平大藏大輔様に儀奉願
山遊行に参る山書の参り申立計らひ仕ふる右川郡左田奥彩田
字橋本若宮申而山宗馬に処同村農民千三郎方申者同人の妻寄り
十歳子に助八宋と百姓に農事稼き孫左衛門大蔵様の山奉公と
仕事三郎八女と貢〳〵と兄四郎左に落ち来りと彼女兄山奉公なるとなれば
何方とも〳〵おちゝふたりにおよ〳〵大藏様に悔りの余り此の女兄と
最座に四郎付に知れり其所に山屋敷に知り兵小左小兄の父
子三郎兵衛と共に親族より知屋敷に処金くは
大蔵様に山子名ゆゑ兵衛父子に云ふ〳〵と兵衛に私家村中
に文配取り捕り行屋に不念に成り右にて今文其中後に遊兵衛

伝之死ニ臨テハ滝仕ニ恐入まりハ此度之儀ハ執筆ハ拙者ニ事之
誤ニ而自首ニ多数預候誠恐謹言

加賀石川郡左田村百姓弥右衛門

享保二年七月十四日

高橋作左衛門 光俊 花押

御老中様方ニ
被露

此の自首之私書を見給ひ次ハ作左衛門同性作右衛門の遺書ハ此方新と決意して
切腹の覚悟あり故ニ此事ハ老母の悔ミ深くも哀ニ書子の事を分けて知ル者
ハ使ヒ遣ハ給ハるべしこの命ハ毛今まと限りと決心を封じ居ること
の事ハ
哀ニ堪ヘしハ老母ハ此の書子一同産業ハ つゝね母ニ向て礼義ハ
こゝ

除時之用出来候ハ金沢表ニ出勤仕不日帰宅仕りハ一ツ面目ハ
上ハ〳〵次ハ書ハ母上なり子ごりの事ハ入るこの
なり母ハ作左ハ毛の哀なるハいとゝ心と若るハのおのハ健ハ
待ちやとの挨拶書ハ作左衛門ハ
一世の名誉ハ
ハ四家男子ハ
我子のハ作左ハ
つけハ
歌ハ名誉ハ

たりこ心ろと励まし〜玄関まで送り出まいる母たちの見おくる門ミと四家の男子
西家の男子の教入るゝ用もくまくるゝ四家の男子い何の弁もなく始し
ぜ〜〜父の独りもぐりおうつちゃ人一面よ約こと放さぬとむりよ振り切よき
土産と持ち返る爺〜こ頃で拾る心の門よい健よ成人せよと右ゑ門ミ「なるちゃの
くるゝて〜もうれたまの日ゞ忘りこと拾るやあなん」右ゑ門の心し今い我ゞ
般よひ〜くこと無意ことの懐ま教カなき事ことなり既こ右ゑ門ミなす
おりこゝ大義ゝの舟ノ横山氏アい汗馬〜報とおち花ふゞ必くよ乗せ来り
汗せ押ぬくいて〜四人等と乞〜よ出ゑ人うまゝ出ゑ人こをる作左つよ氏アと書院こ
乗〜氏アい取りあ〜ぜ今日大義及ゞ奪猟よて罷あきい見と自付よ行く
さま〜恨ゑ徐〜よ徐〜る事なゝ見大義ゝの罷のこなゞ侍人の拙者の罷

〜て大義ゝの罷ゝ中繁盛ゝ御せゝ〜より表ていい保養のいたあこ〜みゞ
い猟遊と中ゑ〜より人ゝ日の沢茅〜主り定め〜出家様ゝいい商速あゝも御仕
事田家ゝ打音金沢表ゝ出動中ゝ一才ゝ拾りい今年此上ゝ拙者ゝ一命ゝ
見出〜なバ上のこなゝ彼のい四人の状態をの徒ゝ父亀さや乗老沢すい
拙者の一命ゝ惜もよ〜ゝ今日見ゝ大義及の罷名い免まゞきや
いのゝ人行ゝ者ゝ出頂りの人氏と書せ〜拙者の戸行屋ゝ寄よりの事
此家ゝ出淡〜中文意述接家沢せ〜左り出ゝう取あ〜ゝ拙者の見あゝ中出
其上ゝ出男者ゝ行り中文ゝ中出懐中今一面の教者ゝ見ゝ作左つよ家ゝ
其文ゝ曰く

自首歌教書

御分家大聖寺松平大藏少輔様ニ出府人と来年命じ申候後
末田舞ニ中会せ　大義様ニ補佐ニ仕候ニ付
出府中教式先達中より出発所病致せ来せ候ハ出府中
なまたを為ニ出ハ好ニ之舞猟ハ遊ハ致ハ
為ニ足極ハ酒肴ハ石則ち遊猟ハ遊ハ支ハ為ハ病乱日場
出仕方致ハ有度ハ然れと今享保三年七月十四日未明ハ出馬
出領門出猟行の拵格好の為ニ花ハ後ハ出発有て出発
舞ニ合せ〳〵ま〳〵ニ〳〵いろ〳〵せし〳〵ハ彼の為の小羽ハ人ハ為ハ
遠の田地ニ落ハ行ハ大藏様ハ出馬ハ駆させ〳〵ハ不計ハ

私儀

本氏石川郡太田村字橋本ニ所ハ出来ニ付其ハ
ハ人ハ田村の農民ニ三郎ニ中者農事様ニ在ハ用人の男子ニ
十歳ニ助八歳の小四郎農事ニ手伝ハ彼の出舞ニ従ハ合
四人の通り一落ち来り初ハ彼小四郎行の糸とふく防ぐ為ニ
四人ハ通りハ有り初〳〵竹木ニ付〳〵小舞ハ花ひ去り出舞ハ
拾果〳〵と大義ハ見と出後ハ有〳〵出懐りの余り彼ハ子ニ助の
五小四郎屋ニ出ハ待ハ分り長刀用村文配仮矢ニ為ハ九つハ自ら
四人ハ遊ハ今年甚所出ハ彼の者を汚ハ大義様ハ御妹ハ御
集ニ来書四ニ出遠ハ来ハ入ハ大ニ為ハ九つハ出発中と
ぶく〳〵侍ハ私ハ迷ニ四人ハ仕ハ右〳〵以前ハ全く　大義様ニ

仕方なきよし、文と書を差そへ、秋子を多賀谷三郎左衛門尉に預け、大蔵権補佐
之助、其の儀右の通り申上、此度事起り、明後日出陣の為、今夜中浮
雲の如く速に死を以て忠義仕り、此段 御家仕り、然る上は、
遺書を以て忠義を自首奉捧度誠恐謹惶頓首九拝

享保三年七月十四日

松平大学頭様御内人
橋山民部四郎
花押

人金澤
御老中 様
御披露

此の自首書を見て、かくの心底を見透し、死に臨み自刃致すべき者也と
感賞致され、御ノ名を為り大義に出陣名乗りて、事一
世本末相顕はし、市毋堂敬吉の法師の出勢きしかばこそ仕りてい
拙者の一命其の主君の道と存じ、出陣致し、又は、遺書を遺し、道理通り申候
こと、拙者が忠義の者と書取り、おいくは、死ぬ命を捨て出陣致すべき事
存ぜず、若し、くらべ、出陣致すと、死に臨み、忠義精を出して、拙者を見捨て
仕方つ、武士が忠義をつくすべき筋、今小さしの中、云はば、
もつて、鬼と成して、敵陣を焼大り、拙者の命を、今日金澤への出勢の
儀申上せし、仕方つが自首の筋、拙者の命を捨て、かくの心底を見て、此度の
武士、拙者を、人間は死をもつて取り討ち、人と存じ自首書の為なり

りつゝ拙者を遠ざけ[illegible]自己を切腹させんこと[illegible]たゞ
めしゝ明君の事柄[illegible]一下[illegible]ゝ時[illegible]
金[illegible]表出動あく迄拙者の[illegible]大義[illegible]
[illegible]の其[illegible]果[illegible]三[illegible]
[illegible]此の[illegible]然[illegible]拙者[illegible]捨[illegible]
異[illegible]感[illegible]
[illegible]人[illegible]忠臣の[illegible]
[illegible]額と合せて[illegible]
[illegible]中[illegible]
其実[illegible]
[illegible]上の[illegible]

小児の狂言ごとく此事情を申し立へ内藤より[illegible]
自然史法[illegible]小児吊料八義分の[illegible]
慣[illegible]大義[illegible]
宰相様[illegible]
一命と[illegible]
貴所[illegible]
[illegible]拙者[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

はまいよ弟一三郎を示さんとす我さこの一命い早りまに逝りまにおきさのあまに夫ホよハ夫て
夫命ニ至ると世変よ一変ふ〜て亜極千三藩始の其の眷族と呼ひ出〜世変い
封官の間よ呼ひ入仁左つ氏アの女士い祝彼と号〜仁権てたぶさいニ感勤よ飛ちと
なく〜扱仁左つ殺言ニて示刑ニ亡小児仁任性の儀中達〜拙志義ハ金澤表ニ出所
ハ訴中ハ下知と清け中〜さ恨是又拙達ニ成よ出三の際是大さる大義及の心所人
横山氏ア後入来ニて世変の一件別ち女人所後と並け其の涼い口実ニい約さ生
くくよつく此の自首願書と示ちべ〜ニ一日の前よ抜き又洋ふ清ニ中せ
藤女人の実情ハ前の如き次第ニて一命と天前よ後一まり是を以大義及の兼命と
候ひおの〜方一流ニハ恐ふき小児の此命と泥ひ中さ人ニ女人ニ対合とあいまるべく
実情と定の〜たり然るよ此の女人ゲ一命と拙ちちたりニ明天の宰相ニ中〜

補佐の名臣あり大義こふ兼忠其の罪ハのがまま〜勿論ハ逆人の大義及ふまバ
王威の恐ふ分あるさ世上下の心為改革の明らかなるふよ〜ておのくまも公論と
仰ふ多ふい人影く明白ふる反て曲げ我の法ちよ大義及と称ちんこまるハ呼ん〜
千一人よおとるなく人ハ多ふるふく日天ハ本亦宰相の心真弟ニて 法
母堂教素の流孫の心老子たり沐よ志のびさるの情あり改革よ尽くしの道なく
いのよ天上くり辺我祝老の情とりつく私〜ある反ふ勿論の多なまこも義よ実と
中よくきこ云〜ハ天臣の義たり我さ臣くるの一字よ実ふまに成よ上下の為よ女士ニ
死と天〜くるし天と主人ふおのくと恨人ふたなまあ仁左つまちの成よ人今日
死とまく今御表ニ出三の際一世の名誉ニ是ニ其の情勝とちざるの恨と
あり謂ゆ小恨よ世を去り〜千二三清の心中呼ん〜ニ深く察〜人ニ其の仇ふるハ

ものしりたく思ひ思ひの武士たち人びとの武士ぶり其仇人の死骸よりて結ぶきまこと
歳とくいしだりしなり為をけかさうなる武士の道其の仇人を武士のこころざし其の恥と
復讐人こそ此の情いと実よい述べ〻仇〻涙よおしつけ〻〻又感歎こそ思ふ
ものけまこと此情と察しくまうまておのく臣下よあるうまこと永年加賀侯の
頂戴ふ永任沙汰まし其の情とりつく何年此方の筆と内深よ涙〻長ふる事い
おかるまし〻〻此方人の仕様ものだ自とけく教こなるなり長こと女三清もしめ
其の状態の強きい深くさう〻入又我こが二親の大死よ敵こよりこれ代是なる武士及
より〻毒殺ものうまこの接拵〻民部いう侯拙者事い本家寄相の臣ことて
横〻山林ものの月性武士たり此ものの大義この仇人と命せうまこと大義及ぶ為ての
我信ものを補佐沙〻臣〻が自首出のおく月先輩所奉保のための奉保と中三〻より

此方の次第ものこと〻〻仇人の拙者の筆所の涙ものまして成ものの中家
筆おのく方こ別して支死ふる仇方つ及ものお沈人こなせ〻よおふたる人や仇方つこの
拙者よ先きよつて一身上よ人文くまこと其後なきこと月とりつく死と文〻ふまこ則ち月首
書のおく申立ふるの際拙者駆付け種こ熱後のと右中さうる武士たり仇方つ及ものこ
申さうおく不仕能歎ことなる〻〻べきなるまこと其の極く臣こ中武勢こ貴めらまを
改及の本言とたぶき私〻の伝教と涙ものこ実よ此もの得きるの情と察〻長ふるまこと
小頃の歳こ宰相ものこ支暫こと為〻長ふるまて仇方つこの信教のおく内海よ涙〻長ふる
なかいこの斗りの示く為するなり おのくの強きい深くこ察〻入り中を肢体なく中〻
長まるべ〻〻こ思ふを西てよ形〻〻古士こと涙どうめての教こよ女三清もしの
遂居る状態の一同い嘆こ墨よ頂戴すり付け流なこ涙こまこ〻〻〻の潮こ女三清い

あたとこゝの今まで西條より仰下さるゝ人数初裏りまりまに小兄のふ蚕い今又
歌きてもゆくの事は西條よい色の為又四命ち逃捨まゝこの四ツ仆の四陸りなさ
あるく掛万の新まで思百下さるゝこい実よ四位ゐさ義仆の必く形ない永く伊能掛
所仁恵と豪〳〵弁分深て言橋四代又掛よい又母のいく四藤恵と載きゝい竹子々ば
然ろゝ及勝の形こと歌きの余り亦後のゐ別となく四所中上げゝい今又恵を入ました
とけ又た死せゝ小兄の事生り一り系ひ牧よ笑彩と尺せく異るものゐだ書のたり
親族こと一ヒ中世四代又掛なり橋山掛の書き四恵とよ是限りて仆事も中上ます人
よろゝく四取斗、下さるべゝとけて中上ます言橋四代又掛の四事ゝ永年四恵と義り
〳〵く父母まもまさり能有ゝ居りまた若〳〵此後も四才よ四さるり立ちきまりそい
形〳〵こゝなゝだ四支死ことの一回いりだりりゐ歌きまた百ゐのゐ程中上ゝを入りまゐゐ逃上を

まゝく四機嫌よろゝく四長事の仁行り上をり本こ義氏ゐ兵恵の一人も其沫と言す
こゝ会〳〵此の一云小言橋橋山の女士と言仁の新をもゝ清らを義ゐ万こ示くなるなり
事く接拶及び〳〵上りて白米の壹よ〳〵〳〵〳〵若干の金色と負ゐ兵〳〵
新ゐ可ゐこゝと兵とりつく亡き小兄と恵ろよ帝ゐりまよこのろよ女と義ゐ辞退たゝ〳〵
うけゐるも却返〳〵小兄に伝ゆるなゐまこ辞退たゝくこのろよ拝義きく涙よ子きこれと述
其の序と言ゝせきゝゐ兵を今〳〵言橋橋山ゐ忠沫の沒ゐ伝こい云なゐゐとけそう橋
仆左つゐ支死の改ゐよ心ろと用い下氏四扶帝子のいく恵〳〵より氏又父母のごゝく
墓ひ取ひ〳〵仆ゐよも掃り〳〵こゝと高かゝうろ忠心とりつくを其沫ゐ〳〵て
訓ゐさる者ゐ〳〵この陸云云ゝ〳〵ゐ義ゐ中の治り〳〵義ゐりこゝ会〳〵又橋山と
言橋の沫云よ事智い事く謝礼と及び〳〵ゐ兵ゐ子く脈ゐ人〳〵こゝ

巻二の巻

彼の手三郎清重、高橋橋山の忠義に感じ、腹〻帰りのと牧族そしの妻子と中宮一
代及の孕きゝりたり〻ゝ、いづれも其の為を伏拝むばかり大より死る武人の
なきがらと首と流き丈こ世を送り〻ゝ三ヶ月後〻ゝ三郎支婦い
眦と泣きくら〻ゝ涙もとろ〻こして人をけがしこ死もこたこ
ここたなくて やう〻〻まして一の孫の三ばこ成をも浦径の野り人の音と彼の隅田
川の故事なりてあき物差の野ノ上ゆ〻たの〻も今うまてふ手三郎支婦は我子
手を引手こ助の野ノ上ゆ〻我ふ〻ゆこゝり我子ゆこゝりの牧〻ゆまでふ思ひ〻ゝ〻ゝが祝し
帝しの後ハ足傷たこ彼世のきゝます夜の落ろ人こしていづれゆ子の下生きゝ連い
さゝ人やまして北業の又よりゝ我子ゆ〻ひゝ人の有さま目も尚〻ゆ風情たり

牧ろいやふ村の老ゆより介抱なゝやゝ〻家に連れ込ゝゝ涙の乾くひまもなき
ゆろ所〻高橋伝左つ橋山氏アの女士い祖母と共〻見ゆ〻ゝ彼小見ゆ
墓ゆ上おとむき三ゆ名者ゆと為けいこ立ろゝ帝いゝゝが手三郎牧族い云ゝ
おゝ丈ゆ上のりつゝゝ村ゝの老いゝ女ゝと相ゆて思ゆ入り其の孕き為をゝ上ろゝ上ゆ
其後ゆ女士ハ手三郎宅ゝ三ヶ月なゝく初人ゆろゝ三ゝなくゝゝのゝ手三郎い
伝ゆる云ゝゝ時ゆ為と食ゆて伝ゝ為ゆたり高橋橋山の女士ゝ二月ゆも目礼ゝゝ立ゝくゝ
三年ゝゝゝ村の老一同彼の女士ゆかけ凡ゆて教子つまくり伝ゝおゆゝこ世其の後い
おゝのゆたゆゝ高橋橋山の事と申ゝ出ゝ大義後の世不遇人ゆ八者又母も及ゆ
女王の世ゆこ前日を申ゝ出ゝ出ゆ世後故事の私ゝと取計ゝゝ義と伝ゝ出ゝ其の時い
人ゝゆ死ゆ命と其の時ゝ者ゝ出ゝ人ゝ中ゝ出ゝ者ゝゝゆ者ゝ我ゝ二命と

捨て救ふべき孤よい高橋さまよい年永く山持けと義りしく人として其の山思けと義
もんい百人ばかりこの山一編の農民老若男女ゆえいざるいなく吏よりの大義の累ると
又思ざるいなくこりや孤よ人の上をこして恨まもんいある（ただ聖賢の金言むるとこ）

同二巻

義よ松平大義侯よい奇傑よ出るも恐なき小児とる汝さまして我の矢ごと思ま
布く高橋伝左衛門吳云と思なりこ思ま伝の命ましたく其おおるたさまして
本所よりの山沙汰もなきいたと自ずこ思たま高橋伝左衛門が子幸乃若一命と抑おく
穏便出来せしも知ぬまして心さまたまだ其の後と恨りる毛たく累ぶいじの
振舞もまくらくねば所人捕ひ出四の女人高丈心と痛め敷と謀云なせば布く
思ずと驚くまして流石本所の仲人云よ御の奇思あるがたこ此の件人安立も

迷し此高橋さい勿論いのなる思ましたのりかくこ思と屬と退任の義を願れ
けまごも口本所よい免るさまこと此なたたも所の庄しこ此扱又山本所宰相殿よい
小児自分の義い愛ましも山本所ばたく大義ごのよい心所よ恨しこ思やまい山母堂の
思ずと恨る愛なまこ山遠と語ずも解人こ思さまたり聖法よ流またるより取またる
なしこ義よ宰相殿い明思ましまし上と敬ひ下もと憐まるん出以まるく進けし
くば氏の墓ばく布子の父母とよ吳命に此思も好く奇瘋よ出させるましく此大義の
三人吳よして様よ主よ世其の実い氏の奇人と思さま奇い料をと有人てなざると
神い秋い歓むると有りんて裕ぶを助くるこの古云よ徳ひ又い孝道の役人こもて
あたのるまくの改ると思ばくが教たり嗚呼吳なるかな国しい思ましして 亮
舜桀紂の遺いあり宰相公ごの国改ま心ろと思さましい古の西明寺時頼ま氏の

たのしよ等しく此の年十月はたち望享保四年去三月中旬の頃玄耕すと
有り凡四〜迄後の供人と石まくまこ例のごとく本体肢とめ〜如つさくの山猫もだち
山供人も同〜点をとり宰相このよ月ら将軍家より拝領の秘花の山雪こ参よ
所るも其日未明より四位円の山雪と猟りくらしぬし行きくて一つの言葉を
ぬしが此のたい弦よ度く山里の風景と山流ありて楽く山家水よ腰とりみさで
ものを慰しし初ら時なくば時ゆうつこ降り来りしかい山位人及見とをりくこせしも
用意ふさい山雪りと凡四せしよ幸ひよ一朝の農家有りしを点ぎ此の家は伝
説しの暫くのあまやどりと中しくへましが此の家こ主い此位と凡く寄きしが若しくは
此次のやき凡若しこ右ものこと四入り遊びさるべくと中至の梅とるふ法の竹きものこの
上よ疲こざと参い心ろ限りの沈を振りと知きたりきて此の有りさまい若しの

右回道深の右ろこと一八至一三名花い咲けこと山吹の実の一つだよなき花ろふきさ一
其の風情よ似て いと風流と又情まと信したり此の家の男女七八人こ主しの老翁の
ちろ名よ随い右ろのこなくこよ去よ名とつさ右ろまひ名伝しを去りの山深のよ目と花ぐさ武い
花ま又いうまいの方りさま目よ成と深めくり宰相公よ此家の有りさまこ又人こ
深く林親くこ山深ありて四倒流よ仰せられそやら此家の老ごま何こやら見さ
けふり寄四せ屋しこの四高よ晨りまるこうつくまりたろ主しの指よむい紫い
何こ中ホよて四本位ら又四名ホよ死やこ尋ねし翁い言うるよ此の家い大
聖寺位よて石川郡壁中村よこ名ろ本名と入りし事ながら差しやあの風様い
大聖寺の山上よいこ名り本せぬりこ尋ねよ名ろの士微笑して口ぐこ言いい梨くい
人参湯の湯よて何まと国湯中の名ホり今日い猟遊よ出て大のくすよ此の山中よ

端述いたのだし無事でござり難し世話になりしなり去りて太守様の御入りになく
手を尽しまし扨て其の方達ち大守の御名にあせし度の事ら又外より子細ござりまし
事や西にて夏ひの姿のよふにおんる我らは今日中を落中の者ども払除し御事に
あらいは申すべしと笑ふと含んで尋ぬるほどを存ぜ候て安堵の色であらはしさよふなまいは
申上まいる私どもが是を承くもと御不審に思し居ますが是に付まの御訳りがござりました
去年の七月頃の事でござりましたが私どもの御縁ある大聖寺の殿さまの御様よ
お出し遊ばしところ其の節と露が絶合まして私しの弟石川村居田要新田宇構ホ
谷ろ姓与三兵衛と申者其子与吉与三郎と申十歳八歳の小児とつれ持田に農稼き致して
居ましたところ此の者が落ちてまいり申たと二人の子ども、竹の余まですなく隠くまひ候こ
おりい竹木まで打ちましたが尋ぬは是にあたりしが死しましたに大聖寺の殿様馬にてかけ付

去し此小児を尋ねに御目付たまりました是より其の次第を聞き吾近く鼻をつまみなる
ものがくり来へ高橋柱山の居ママまて落もなく差し高橋様扨の御意見ふかい御代支様
てなくは其後よいよまいりましたに御本家様の御名代を請けまいりしものと何と申も高橋さまなり
柱山さまがお命と御捨遊ばしてのあたのとまい扨まかまりまに又さめぐくに泣伏せ跡よりさき入
妻子どもは涙よむせて居てあしが為いよりく心ろ有久々の事は御本家さまの御病中
おみく様方へ申上げましてはおさえませんと見と此事が御本家さまへ申来ては高橋さま
柱山様に事が御存めなぞ打ちかりまして是が仇になりませんどうぞ此事は御沙汰よしして
下さまと申のせらそまぶしとしてもらひ存らざぬが申しさうに申ました事こ流石老人の気付いる
此者皆とこにま落ろいとせしが是を安心付き丈は泣く夏いふろいは安穏あらしぐ勤めるほどは
義士みなどもも下支の役と政事よい致りござまい八我らいはせざるのみし一同にてさうらふにて心得

以外せきるこ[illegible]とさとしておき太き宰相様に中上下に大きなる事の外に類無の
俗にて儀とうりめもしおごろさぬるが何ゝ作るもだ扨く夜の事なり此所の
主人より入るまゝ[illegible]なる[illegible]中老に支く見様と云せよこの作に出家沢の
取りたるとて若子の以金包に出菓子と添くを別に金包にて[illegible]郡に使く[illegible]
[illegible]せば此老人に赤[illegible]ろさかるこに載きまゝ[illegible]入り来こ[illegible]流石りのなまざる
山が育ちこ刻くもたり辞退に布く失礼とあるを押してきて扨老人の[illegible]に大聖寺の
一ぜ〳〵に以金を下さるべ〳〵こ云に[illegible]扨に赤うふ[illegible]
むに[illegible]ありたきだ人に礼申上る[illegible]時五ゝ隙やこしが[illegible]
おる〳〵と[illegible]さ〳〵[illegible]せ[illegible]お茶[illegible]
[illegible]に成に心とさ〳〵[illegible]勿体ないさとも云べきなり扨に[illegible]と石呼ぶ此所の姓名は

[illegible]〳〵こ出[illegible]あつ〳〵[illegible]出[illegible]に石石の[illegible]に[illegible]
[illegible]に[illegible]山[illegible]なまざる[illegible]
に[illegible]足送る農民の義[illegible]の家内一同に[illegible]
[illegible][illegible]〳〵[illegible]あ[illegible]勿体ないを以の人やるまで伏おのこ〳〵こぎ

同第三の巻

加賀宰相公より其の翌日老臣七人流と石出さる其の面々は後藤丹波守奥村
因幡守横山山城守本多播磨守前田安作守長屋守村井又兵衛奥村内匠
前田治兵衛横山内蔵助大目付村瀬左兵衛[illegible]の
[illegible]の[illegible]一同[illegible]大目付村瀬左兵衛の上作出[illegible]
此り平八郎[illegible]大聖寺[illegible]中村[illegible]

月侯左四郎兵衛尉四字相本名左十三郎より中老の宮内弥兵衛と相手大義親の婿なり
三郎兵衛より訴たる趣き玄も彼の聖中村主馬許るよりなれば平の金沢の浦士に偽り
しより此度と中すべなり長沼に叫る石まくろ近辺の門安貴兵衛方なりしより
此度方にも中付け立ちく、門人より中へ元速より其実を高寺紀兵衛其事実の
相違なきよ旨て、軽くとる大事よりて大義愛に帰る逃さなく其村主として右の
人数と称る高橋作左衛門なり又大義より付け立きし横山氏アす四郎の妻人と其住の門
軽しこせど高平が乗馬より此度中村の一農夫なり又大義の内妻
並と市ゲ若人なる石なをば此度あきと云げたしと高橋始の三人の若者忠直の
若ぶるとして夫ての任を市しなり深き四郎なきを中絶きや其方若し対し此
忘れ入るる義なきを隠る入金紙るべしと存き為命に一同ろこ年代なって

罪りを為ひ生と及ひしが大ちく奥角に入せるを一同に浮定不に門取りたり此時横山
山城守ハ七郎氏一同に中本しハ彼方氏本四月滝沢ハ四郎人に命せるを一浦ちハ
仔等の義に中出ず大聖寺孫ハ益と出浦ず仔の農氏に条忠右衛しハ
非ずやこ中述しが浦頭丹代ず此るを中さる義一意ハ先より則ち此義より厚き
仔なをハ速了すれをこ此よりくもこ此より高橋作左の三人を呼出しの本出相立せ
ば高橋作左ハ此外なるに高之浦の一件に相違なく相こ此最朝の時こて来り
こう早くと先仕と定の浦の事義仔十郎に彼の逃去と称しを来まんなく
潮よく人を作表に出而せしが横山主四郎や門人浦の上出而せしハ浦利浮定
右に呼出さるを七郎氏列席まで門馬横山山城より義一日義氏アに直せるるハ
今取左手孫の作平さまて戎と中出かくのやき相りさる儀なり氏アに於て別して

山目院と以心付人に命せられ候へ共、等閑有るまじき筋なり、然る実説に、其の
中一通の書状に、親族九郎に為重に至せ、家いりも大義に小児に心付申遣はなく
候へ、業人の告あるべき私の言葉申遣はなく、自首書に
内藤取扱ひ、江戸屋巨四郎に言取り死と以心滝中上げ申候
山林を投げの上後方丹波守様へ言葉仕り紀さまに成り民間やに其民
信の通り自首出る内藤清内藤取扱ひ、私に三人の法をもって大義に成り
其代に成る言の次第なく乃大切の人命傾り、私事と取計ひ、兄名様と云人
其の中に付なく山乃死と以心滝中上院に取扱ひ、江戸屋巨四郎に言取り次に
す因幡に、其故、菊子に山つ通と付人の任等閑の法を処なきいなる人の
山沙法お松文の自首出る前日やう法取りに成り三人に通る山沙法有るまで

情に有るべ一こ行場の一間に安居と直せるもたり吏より七名所洗ひ取り一変第一
後方丹波守様へ自首出の報に大義に、桑名と言葉様に吏に一番上小
引うけ其罪に死して君臣の義務と果さ人に実に感まつ忠義の事に
大義に、墓悪い場所なるとなく一こ鉢に情けなき事なり本分のとちに
考に遠なく又小児の又名三郎に言葉に大の吏に忠と久ふくなく二つに小年
出思と為り山沙法代法せ一こ奈なり為くもって
税度に成り度なもなるなさけ為きの為なるで一辛に様の出すに直せ小天に
四年一人と持て云ひ一むる異小変の大蔵に為に天の戒のと法の一変る命人々
何ぶ人此の場合に至りて小彼岸と為に通申上げ申でたり為に
至つ一吏士が自首出と為に一たいの山沙法おなるやたのりがつ一たと明云 九

主馬の助法下さるべき旨ごとに改めの申しさとりつて四孔しおかれい牧野上下の論い
さしおき大義の条件い消まじ其時主つい彼の妻女い必ず自殺致をしたれい
事穏便あらざるのことなれば大臣と行くよ矣しこと三度しし我こと主てと君の
世為よ事をたのろい彼の妻女よ常ふ者ごもいの人せん事の義よ主つてい其の
成を右と知らだおのくいの思さうや世考ものら以りたしこと思発西てあるいし
中さまとしかば行き見其の理よ脱しあ妻よ上脱しの此共臣
の門村井又兵衛云代の者共ましてあること皮名て至まで代と又兵衛と名示る条
なり此の時よ主り中しおるい後首座の伝せ法よ世の主極なり作のいく人今日の事
外よ及ぶしあの伝よ中立自然天公の助法よ言り止むと得ざるよ至りおいを時
付ぶんの法言と奉つ忍ち逃きよあらざこ思存法ちこ申さましらい一同異議脱し

一ト通中主人の事よ主りしし家横山山城守い家氏ア此度の屋ト思を入きい牧族の
家家人横しだん一主言発しよりぎこ思拒しら其余の老臣お採四月ものと称いしらい
早速出産れなり老臣より取明ナの家臣さよ中し上支この書類発生尚又
方格もトの三人い信しこ中ナし阪法しく中工しこ大きるよ逐一よ中メし石を主しと
云るい為と以流のよ明ナ約き面大家なりと以法あるく平を寄りの名
あるい追しく法およぶ命しこ作のよ裏屋に入りをいしらい一日遅生法セしなり其
後ナ位の助法と為きぶ一同為きさ心をなく日く御ち居しら三日ものち法
老臣一同右生さまこ以主しまい

一方格作左つ家以本所大切の人数と称し蔵ろと等因ものを改事主を礼し
私しの取計ふい称しし阪不便ア役を取り上げ岡屋下中仕事

一桜山氏殺害　松平大義と附合仲介致し候ものと義出来
是が為め改易の上と礼〜私〜の取扱致さず候段役儀取り上げ申
可申付事
一津田彦清事　桜山氏ア一同大義と附合仲介致し候段
可申付事
右條々老臣より可申渡事
一松平大義の老臣を呼出し小児殺害の件取糺し書取沢山ア
一左四郎彦右衛門事　小児死亡の件探索可致事
一弓橋作左衛門役儀取り上げ申さるべき旨
一桜山氏ア治左衛門人様可申渡事

右申渡し書の例所より老臣に相渡さまし一同謹て聞き終り大きに驚き奥座に四人の後
一日治左衛門退出後暫時ありて明石の方より何ホの所存なく怪人の出来
深き思召に候実に恐れ入り奉る上一同感伏せしこと

同年四の巻

吹〜戻つ〜弓橋作左衛門殺害の事　彼の女三郎兵衛殺害
是ニ付くあらむやと思ひしが果せるかな今日の
の事其内所あらはるる弓橋様四才の一大事なるべし　いかゞいせんと苦労なく而遂
村の者沈せあつまり為〜弓橋様は秘蔵あるて　是ゞ又世て考へが〜　此上
一ぞう金次表に押し出し　出頭弓様に出教申上げもしやう
世ア重ふきとき其のくり役人ごもとなき教せを聞き立て稍動し及ぶに

此時いまだ吉橋の沢役なく自分きの出役人ばかりせいきまでごと文よりやき入るけれ
ば〳〵仁左衛門が支配下八十ヶ村の百姓数万人或い竹槍鳶口を持て市ヶ沢に集り
さわがゝ一揆のごこゝ此の時上より日彩勾田村ヶ谷より茅場ヶ三ヶ農夫あり
性質義と好き活きと人ごゝき弱きと助くゝる寄たてゝ先年吉橋の助どうけ
事ありしゝ時暫く騒ぎ治まりしゝ時より此の騒動とやきしより お暫き、
出ぐゝまま大田夷新田は駆付け与三兵衛宅に入り果り喜り集りし人こゝいのなる
事やこ寄わしゝ次付まで知こる茅場ヶ三兵衛の事ゆへ物語りし変茅場ヶ三兵衛と
とつての外上お驚き驚し思案上人きたりしのようくまして一同むかい云いまつ
与三兵衛この小児こち大聖さこの心を対まりしこ三兵衛此の事を咲りし
然傷恐し入りしたり是吉橋代支配一命ゝ与る大事ゝ至るこゝ外けば

拙者と吉橋さまの存き出思と気りし一命と物事て出数中上様が京の場合
は一同上先き立て動くゝ〳〵しゝ考こんろは本家様の気おまゝ人方と
為〳〵取知こ色出意思ふりき殿さまして大聖寺の後さまこゝ吉橋の遠い吉橋さまの
れ大臣ゝよく出府〳〵の筋たり人〳〵交合様こ出為の金四拾両と云ゝ沖き思の有ろ
事なゝむりこ存ていまだ其の実と初きさるうちよ騒き立ふい強上主のり吉橋様の
は為ふゝまり〳〵つく出才の坊けこゝ分りて以ての外の事なり何ゝ万事いたし〳〵
お仕せのゝ唯今より為き合様表ゝ糸り其の実と中き取り〳〵本家様の出
意思為く又後人ごもの坊けあゝく其付こゝ一日押出〳〵あくまで訴中こゝ逃き上
あゝ〳〵此の右と中きけるゝ二下先つ一日八引き取ゝ〳〵吉橋さまのお為こゝ存ると
たりこ任と言〳〵てさこ〳〵ゝば付まゝ茅場ヶ三兵衛が仕解上飛脚大〳〵集り〳〵農民ごも

次第くしたりきにげさり是より数名清い金沢に立ち入り高岳の命によつて力らと
きせ〜ぐまつ言葉の者に至るとなきつ（上ハ深き思召の有事なれ共一下まづ是
ニ立ちハよく稽古てもりしハ連ニ義者ニ〜〜〜

同第六之巻

先きに大きより老臣〜ハ〜〜大聖寺老臣取扱其外高橋作左衛門沼田大学及
所人奥方三家村居村採家ハ文ニ取揃〜〜ハ太きよハ後く老臣四名出〜のと入り交
松平大学退隠第大聖寺城主ハ大き宰相公の四三男文子代九の歳十一歳の若君
をりつく城主なく人事を将軍家ハ使者よりて奥村を聘お動き所仕度さを都て
先例に準い事落なく如何〜〜ハ公の命下り〜ハ〜ハ信ハ大つと年代四位中上げ
是より老臣一同詰る勢ひ所ハ享保四年六月万松金澤表出立江戸表ハ蔵屋敷

日なるハ江戸本国上立ハ至者中ハ出者中伊系母後ハ四位邸ハ出勤執事以
家老を其久章

奉伺上書

一加賀宰相利治公薨大聖寺城主松平大蔵少輔儀歴〜多病ニ而
頃改事行届不申候間今ハ退隠願仕付節度使所城主ハ儀ハ宰相
ハ三男文子代歳十一歳成ハ如後仕度此段奉伺上度奉存申候
以上
享保四年六月十四日　　加賀宰相利治家来
年寄役　奥村内匠下

御老中

以執達所中以相達

此伴上出発し処遠取りて左里三四日の後ち丹後ち任宅に呼出しなり内信出勤
丹後ち西国ヤ支多くは此度大義ぶ猶延引の義大義承知のるや又い宰相殿
一己の上伴ふ為とあるか内信遣んで宰相一己の上伴に丹後ヤさるべい大義幸
未だ壮年ニヤ又病身なるとも補佐の臣あり殊に宰相殿しに出発の祝祭ふ後へ
出るの為中垂きがたくまいるの助成自ら為なり其儀なきい行ふ子細有りての
事ふ不きや大義の義い上為の中ニて互ひ為たく其沢平あきい不審の事ふりこの事ニ
内信い義世大事ニ高慢く勿論宰相殿ふ其補助ふ共り心得ニて
約定ヤさす其義巨細上伴仕ふ為ふ本為ふ出入りし北井といる紙ニ共相成ニ可申
今収上伴ニ儀い先祝ふ徳し義ニは一い互ひ仕採用ふ為ヤ文存まりいるニ付ろ
色なくヤ出しくい丹後ち為ふ然ふい遣ふ沙汰ふ出ニ産と三せらまたり是丹後ち

ニこのよ子細のるるふて其のよ付い大義ふの義中い此の世後ふ為の是なり此の為ふ
退治ふ相まるる事ニ知らまたり奥村内信も此の事知るふ為ふ外ふ老中内書ニ
書ニふ為ふ稲葉ふの内書ふあたりしも実ふ日数延引ふりふたきふ内接ふなく
上伴書上達せしふ内ふ雲礎のふく行るニ陣りあるい世の中の為稲葉為
ふ此上の延引出来ふたく此の上伴書とりつく内本の中老中方ふ評議ふおよ
ぶましふ為陳くる土産ふ相ちこのヤさるい加賀藩の為い他藩ニ猶文ふして
将軍家ふちも此の藩と為ニ為ぬい内藩の為藩い都て本藩のてさふ任ふそ
例相なきい子細有まふく新くヤふ立ふ為ふ止むと浮ざる事ふるふ
速ふ上為さま内ふ方ニ為ふ此一内いふおはさるふやこのふふ為ふ為ふ
浮義ニきヤふこそふ相ふ丹後ふこのい遣ぎふく申さるい事の定まるむこ

をるゝ事り拙者が思ふと述るゝ和加侯の作と拒むゝ事あり且ゝ法門の心得違
悔る事ありまゝ一通思ふを中さんゝ大聖寺ゝ金澤の名家こゝ錦ごと松平の
称号と給りぬまゝ徳川將軍の未藩こゝ自然伝者のつゝ其後云ゝ溜り
ふゝ心の者とあゝ將軍家の不明こと云ゝきゝのいうんこなまゝ未まだ大義が退隠
其の実とすゝだのゝ中さゝ拙者の私ゝの縁とつゝ大義とぼゝゝ仰て仰入る
義なまゝごと改革ゝ私ゝたゝ嘆ゝ金澤藩が先祖の指例のとりつてせゝ其
ふゝ心こと是ゝ世のゝのゝ和ゝ其の判断をゝ乳ゝたきゝなりこ若り切ゝ中さゝ
けまゝゝ古左衛門さゝゝ母兄つゝ作法ゝ南部の心得違ゝ拙者が思ふゝ金澤藩の
前指のゝなゝだ南藩ゝ明主の実とありたゝ十出ゝ事ゝ月番たゝ
母兄反なまゝ心若ゝ方ゝ実際学乳者りたきなり拙者ゝ祈りゝ学だとまゝ

時ゝ事ゝ事りゝ拙者ゝ設ゝ事ゝ此日の浮ゝ拙りたり稲葉ゝ事ゝ退出後早速
大取ゝ藩の家臣と呼出ゝ此文の中さゝ大義ゝ之ゝ退包まだ内秘ゝ為ゝ
ゝ和ゝゝ内命ゝ事ゝ出ゝ出ゝ敬き老臣ゝ中出ゝ拙者ゝ事ゝ事ゝ
ゝ申述ゝ大義ゝ内ゝ事ゝ文ゝ驚ゝ事ゝ毛外のゝ位の方橋
位たゝ仕業なゝむ流石明君の見事拙者四四方橋板山の侍人と同居中外ゝ
ゝ事ゝ門者此文のゝ行ゝ不義のゝなり位の小四人を待ゝ設ゝ迷ゝ武の者ゝ吏ゝ
子細のゝだ外ゝ我の面事ゝ為ゝ事ゝ為ゝ事ゝ退隠の中ゝ其意得ざる
変なり ゝ稲葉ゝ事ゝ録者ゝ云ゝ思切のだ人ゝ出ゝ者ゝ事ゝ此の上
老臣ゝ中ゝ合せ者ゝ出有ゝ稲葉ゝ事ゝ礼ゝ出次ゝ我ゝ事の恐ゝ
いゝ入ゝ中ゝ出ゝ事ゝ出ゝ事ゝ事ゝ方橋ゝ中の後云の次第ゝ中ゝ我ゝ恐ゝ

いふ者ハ浅香大蔵ごの兄弟ニ同気ありとて同じ穴の悪臣ども執ニおとしき
庵を掩て出人くに江戸表ハ光らいき稲むらあしで稲葉の家臣に打ちむきたり
落て大蔵が申し含めし次第にまかせ申し立てしより稲葉との事ハ素より大蔵と
助け本藩の中立と見聞きしに召し出し事なれバ何事も遠慮に及バズ子細ある
まじであくまでも帝への川はけ有まハ安んじ其後大蔵返に申しをし直迄しに
首をふ仰ますおよろこび引き取りたり是より稲葉殿にハ委細あつく共識出羽
お探しかバ稲葉ごの申さるるハ大聖寺一条則ち採知致せし事大蔵におひて更に思
なき疑きなりむしろ不よく病床より悲しき事に有りし中なるが金沢の落ちハ並に
謹しミ此事に心なき疑きに拳一しな里何とハ金沢藩主に一通此義相達し其上にて
任て中立あらバ尚又其の時宜に依てハ何ぞ首尾きまで思ふのまま此評義中とならぬる

一円ハ幕しくも世に落ちさりしがやがあつて土屋ごの申さるるハ丹羽家の此採知此者方
に存ぜぬが其の此調査の内金沢侯奥新田の農民与三兵衛の小四郎両人と大蔵が
身付に致せし事ハ四千石是もなくやうの事ね王稲葉殿ハ是につきのり御見出
ならざりしが其のるハ承りざりしかいのかなる事やこあるか土屋殿此時顔ちと心して把上
家々様々存じ寄り有りしに申せしハ此るにて月寄の吉公を定め是採知致さバ尚に
失敬なりと云ハれしも何が作の如く致る上に私しなしにあるにおより秘に採采の老臣
せしに役罷なく猶に金沢侯の去を殺害致せし後ハむしろ其罷難くただ史のとおりにし
出し役所の内に罷出て小児殺害の後ハ金沢藩主の名ごろ更ならるも忠臣有て
一身を捌ち大蔵の罪名を取除ちしこのようくなる次第あまバ大蔵ぎにこに
なしこハ云ハがたし察ある事丹羽ごの四千石ハ全く是非を防ぐんに成きとの

甲立てなるべし去りし尚再筋にハ今まで之様なあって甚上ハ公然大義の吼と同
乳しむしや又ハ金沢藩の十主に任せ病弱退身とりて中立べきやこまたく多人で
異論ありしも稲葉ハ其口の熱ちょて杜若調一の約定なさざるハ今の文帝面の
決算なり杜若が係出によりての在様に有てハ忠臣入義なりとも中さるに一座しかけて
見へさりしの此時脇坂淡路守が余りの幸の毒に思ひけれ土屋日の御異論にも及ばず
然し今大願を當藩主の蓋を乳なすに於ては事容易ならず金沢藩の瑕瑾にも及ぶ
罷し彼一身て極めし忠臣を功あきとふ役の葉りと云べきり金沢藩ニハ明ら
たる事見もせず及ぶ所よりて今般の取計ひ採さ子細有る事とも存ずるなれど
其取のよう字面お存するの猶役あしむことあるなりハ有人やとやさるふ一統興を被
為在るによせて土屋へ下ニ浣仰乱聞取ハ杜若ハ素より重もいらせず彼の倍津に

小條時範の母がこづかへ我が居間の障子をつくろいなく法者へなからよろしからざる
さらせし古事にしたがハ穏便こそよろしかり候ひさとて存ぜず候し再筋度には其后がや
淡後儀なく仰せ付けられまじたし存ずる事ニ流石の老職稲葉ごのよハ其が異論と早くも
早くも悟り大義の為筋のことをなし込り入つく義とおて陀を出せし流石に候ず云
後悔し従人で此交渉子約定なさらざる候ハ表向中へしと有るにはまず御任ざるハ
世の者たるまじが宗門此上ハ余論ハ有き本家金沢藩が取の侍墨家にも任
詰まべしこ事茲に一決なし速さるまじ何よふりし処老職一同取調の定をきし上ハ
先祖に随い天井に而し仰出されまじかりハ加賀藩家来奥村内蔵助を出さまじさの
めぐり老中なる事たるまじたり
一今般加賀宰相より取出されまじたる松平大膳義退隠に跡継ぎ之儀ハ

宰相三男二和田文代に相續相願ひたる旨條を　將軍家御内々
聞届候旨相達候事

享保四年六月朔日

老中　連判

加賀宰相へ

右奉書を以申渡候事

口達

一人々相撰平大義輔廷臣儀々其相よりの名代相勤申事之儀
相成申事

一右大義廷林氏平之儀者廷林氏之儀
但廷林氏儀者之儀可相勤

年号月日

老中　判

口達

一和田文代義大二聖寺相續学之儀相願之通相成申候
將軍家目見名人命と可被仰付旨相達申事

年号月日

老中　判

右奉書老中名を以被遣候平村内伯有義仕合に付
宰相殿中より廷臣之の上内伯義大義の伯参内有て
糸り上の目言被仰付

同年六之巻

年号月日　大義の名代として新中納言山の内相勤申事

一右松平大学助殿多病ニ而出仕不致候ニ付 仕分等ハ此ヲ大学ニ申渡候事

今ヨリ役退隠被 仰付候事

年号月日

賀茂加大聖寺様ヨリ
松平大学助殿
松平出雲守ヨリ

口上之覚

一右大学退隠ニ付出仕上ル迄ハ跡式家来ニ名代遣シ被
遣ル事ニ致ス筈ニ付今日藩ヨリ直ニ家来中ヘ申渡ス事

一右遠ク新ヒ自分出仕ハ及老臣ニ取計ヒ度旨及申事

老中

松平出雲守ヘ

右之出ス以来出仕ニ付出雲守ヨリ及ハ出ス老臣何某人様ノ大聖寺様
台命ノ趣ヲ以テ出雲ヘ大学ヘ之ハ松平出雲ヘ老臣何某ヨリ大学ヘ
稲葉孝徳ヨリモ渡リ之ヲ以テ出雲ヘ大学ヘ之ハ迷惑ニ成ル
付ヲ稿仕方ヲ以テ藩ヨリ之ヲ出雲ヘ之ハ高天人中懐リ之ヲ数ヒ
お出ヲ之ハ老臣ヨリ申渡ヨリ藩ヨリ大学ヘ之ハ
ある事ヲ全ク伝ヲ之ハ藩ヨリ之ハ伝ヲ
やし解ヲ事ニ付ヲ之ハ藩ヨリ之ハ
中藩ヨリ藩ヨリ来リ之ハ其日大学ヘ之ハ
ミる博の近ヲ之ハ藩ヨリ之ハ
ヒと見る者年末下民ヲ若ノ

老も若きも嘆かしけれども是も天子に到りては全く代末なれば文子代九歳の男主君に
同年六月十二日西洋より道中宇都宮を経て江戸本丸上意到来に依の面には、同月十五日
前田美作守本田播磨守を始めとして数多人の守護として是に使を奉りしかば、
宅城の四十法下り文子代殿には威光揚々として羽振四方しく人の目を驚かすものありけり
将軍家には先規の如く大廣間に出させ給ひ将軍一同目見あり御意の上意
ありて大聖寺加賀守須賀守を呼立大坂に文子代に於て松平武蔵
守大夫に任せられ御名の一字を給わり忠利一振を給ひける先規ありて
前田本田の両臣へ也格別の御意ありて武州大夫の補佐役申付くべしとなり 大老職
宇都宮において老若ともに拝見し二十六日江戸登城同十五日大老宅より宇都宮に越しける
今ヶ度此君幼稚ならずして早くも年を経て天下の喜びにて何れも賢人多くの

人々其道にも出て有しなれ 若人なれ共子つまぐり年来善政の大器にてを
川久明君加賀様の忠政に任に鬼となりて仁政来にりけるし波を流し
代々がりしは大久の雲てるを懸しなる本多宰相にかより尚者人と根つまと
ままし ぬると云ふを聞くよく長たくる其身も終とよろこびしこそ世上
川久大器ではならやしき下足せき因つけもしく皆ささしが其身の入を
泥亀となり年来の名家にが人々心つく父心も左ら揺仏左つくたなす
要との一節を思ひ出てをかの手に仏左つせぎもと合せんりのことなれしきまでに
悔りさるに後代に仏左つかさえの名を遺てるは久しく存る事こそ知るあるたり
拙入宰相には心をは得ざる事より大器にて退隠法事文子代にての
江城にて治め上しも花麗の事とあり我子を抹ませ治るさせ人に余る私しまい

あれば上を主人より下を傳まつ者ども西の氏より又高作左つ
横山氏アの西人い忠あつく主人なきもこれを安に中作をもて
領速を解人ありて稼ふ量の隠居めるなり弟よりもつて享保四年七月
初四高橋横山の西人百姓をもせるに甚方ごと夫との事暫作よりあるの
上の方をもて私を以種々さる落文ふまこと年来の忠勤よ要さ今後悪心を
高作左つ家ハ横村の支配ヤ付べ横山氏アい大家の所人と落き新さよ
大変ち西こ初年松平武弘の所人ヤ付べこ老職の月番より中達をもこのべ
仕西人有ガ左こ四程ヤ上方西人い西こ命と捧け云の筋と計ふ人こ思ひ辺
ありしよりこ此の四東こよ方思の高さと感服ヒこ中をけく高橋
作左つ支配とは横村の農氏い差しも高橋代官の第上落ありい

命を捨くて扶人ヤのこ思ひ此の文の四段注早くこ中新ぶる限なく
作左つの降り来りしこ村こより老を助けあさふ子のまこ聞き遂ぶよ九ふ
小兄の狀よ業ガ必く渋人ヤ作左つ母書ふのよろこび作上様人ヤのもなし
横山氏アと其ロ山林ち其の差恵の高さを有りこ差ヒて代ヒたりこ
是ヒより日数三ヒ日くこ西こ日年三月ヒ一る高橋横山のあ上京ヒ日雷の老臣
ヒより直せくヒ左の中

一高橋作左つ家人ヤ取高二百石ヒ横村支配ヤ付高人列よ子ヤ村四ヤ
村支配ヤ付高人列よ子ヤ村四ヤ支配ヤ付方勝高又等閑なく出精
の事多村の支配貴村ヒ左さ引限付村よりて高百石ヒ
一横山氏ア家人ヤ取高百石横村ヒ年松平

大総督府へ議せられし改て大監察高橋伊勢守松平兵部大輔の補佐の任に命せられしか
其勢常用なく御主も其勢すべて改るを一せられたり
太の事へは寄しよふど信諫の御法と聞り有がく此仕合を御礼申上此事人々は
君の御為に一命を捧ぐる人にあらず元来のみならず動きなき御法の臣
心魂まで尽しかくこれを抱又君公より其頭たる右申され此度は大事が別段御承居る
右も仮在つ民部の事き御委任を下され御手づから御許御役御合遣の御なる
一概の事を給さり事御益まで下されし御教は後は村井又兵衛別段御信任高橋山
岡等の者なり別して山岡は其頃新く法様の御事甚君恩と深くする
ことに宰相(?)殿へは確(?)かに(?)付るを仰出され(?)て悟く下へは不徳にして法臣あり
民て補助ならずして足へずろて懐て御出此上の甚恩とりつて下らぬ徳と保護せし

在の多たるを諫め君よに任出されし御意よ一民と恵む其の君乃名へ名のとして
恵まれ民よ恵まるる教かし此の御経冊を下し給へくしが仮なつもしの慈厚る
其の仁慈の至有を感伏疑ふこと平伏しこれを大いなる此日は別して御機嫌うるわしく
夕陽の頃まで種々の御物語り在せられ更殿へ入せらる法臣は退座致しくり望か
高橋山岡士は今夜の御供とや上け御暇を乞ひし処御文御言葉右仰出され仰下さ
ると民下にて忍ぶべくして無私の意をおよぶ小児の状族喚び心殺に及べしと深くも
なるよ云はりて御し家族いたこりきもべしこのつくに御側近とりつて君への御目孫
下しみこりしかば誰にも語る処なき君恩は謝しなく云募なく後に御礼の情と言し
さり事人は御暇と言こり己の住所に帰りしの上支へしよ君命と述彼の与三郎に評下しる
御目孫に渡せしかは何ままで進捧せしこれ其子民部は御主の補佐等同なきより

其の子も亦聰明にして雲氏左平と呼ばれ居たり其兄明主にして
上に有る者なく下に凡て輕ろんじ主をば男と言ふ主を君と忠孝の道に
怠たりいやしく邪を大義らの事に有さい四邦と云ふ深き恩より出でる
方格捨てこの四邦は法に合はざるなり中古ありし中古なる
大き男明まして夫人の諫に其の主を諫ると四邦是を主せざるの外に聖徳の
其の狀を主を諫ぶるまで甚だ主を得ざるの法なるまでに
罰と懲人し賞と二重人し事の義に主なり扨又方格極しの友士は彩雲の
四邦法と義を主つくり大義君の樂を狂又に教き夫人中合に老臣なる武戸の兄
山城守と言ひ夫人に教をおよび行に彼の男の大附と称して山城守と共に
深く感ずる者とりつく四邦法と国を方主の教を中立てこの夫人に教び

川元りしが山城守捨ておきざる大事に日光獄名に呼ばれ又言ふ事に法び
主後れとりつく宰相の四邦ふるく彼の夫人が教の中に高松を引き偏に教に
主を云ふ事をして中上げしに左なるに行らず仕出さまで非の義なりこの仕出を主
清人で教を中上げ元り是を大なるの深き恩の有る者ふもこ来せられたり

国義七の巻

小人用居して不品と成るこの一聖二言むべなるかな大智を示す大義なるに下を
勢居なせしより日夜主を懐りて四方素より短智薬愛の性質小四と多計に成せ
ちつけ左つが切腹の義高八郎三左衛門こ有り辺に主ころる詰に仕左つと
恨を懐くふ主しら仕左つ氏ア八勢く南に居ありしと人等清主の深き恩を人等に
九とあるべく追て斬罪に主べ勿論と思の外に此度指別の取り立て我が方つて今の法の

是に於て友人が後許の不幸にして流石の兄弟も引て只ならぬ不幸者伊太夫は切り
きざんでも飽たらぬ大藤等の唯今の身となりても又我が非をば仏作りて日夜に懺悔の
ほどならぬ若身を妻の如く思ひぬでは夫を捨てもならず松太夫を弟とて北樹の妻あまた外の
ならぬ後に終に高橋伊太夫が無慙の死を遂しも深くなる因縁に幾多和をなしたり都て世の中の
其の友と呼ぶは上の為習ひと云へきを寸広不義にて宮に組するは多く悪に組するは
多く故に神儒仏道におよびて種々の教へにて悪友と交はらしむるを戒めては
医業ともつて悪しつゝ交る同じことのやうなしと云ひさしかき彼の大藤等の悪逆を
おそらく其の人にせしは大藤等を召本家よりの使人須賀奥助と云ふ者で様ま
死されたり此奥助と云ふ士は表にては忠心となり内心甚だ侫人にて伴ふ致し
にして人々人にも思はれねしまものなるが悪事とともに集まるにて同じく大聖寺の旧臣に

矢山平吉伊右衛門と云ふものあり大藤等が手先に使はれしが此のことを奥助
聞やうねじけ者にて日来なりむる業若ちより大藤等の前病とつきむこし
至りしことあるを幸ひとして此度の例に種々の遊びは如武は薬の湯とすゝめまとく
悟らして後は陰湯とさり人にあらし大藤等の逆意をりこつけは其のまゝおとなしたけれ
其の入用金は大聖寺の家従人に申立さまざまの私よくを恣にしいまだ子なけれる
不埒の限りを尽せしも此本家にては斯くとも知らせねば退隠の似手当を給と
思召し申立の侭なりし金をかりしとかや藤に大藤等の召日と夜ごとの懐り増長なし
殊に相孔の如くたけりければ玉しに付け遂に終に伊太夫を打果さんとするのを止せしは
是非もなき次第なるが此の悪党三人が伊太夫を討んとなせし其の遺恨のおこる所ろを
たづぬるに頃は正徳三年のころ伊右衛門矢山平太の友人大藤等が臣下にして

其比忠臣孝子有て代々法と令せるを数ヶ村に頒り其任を明の居しの
ふ国の幸ごと多く農民は其の壁沒に若くこと大義こゝろ変心と
用ひるまじとゞ奏りのゝふけるあり其の中
ゆゑ甚ごしき大義ごの出ひし故ぶるあり村に用金と中外け其の法け
延川法と者ゝ、多荒の法は十万ほ程を処なり成しよ
元亨博奏ゆるよ乃びしらが実に新法清廉取用いるきと
おのく出年家人事件表に新ゆ人ことるの強勇一ゝりたるに嘉ょ山城村こ
中更ょ万兵衛こゝ万ゆりゆるる名ゝての使者を人もたつゝも者ふるが
農民の強き立るを制ゝこゝめ行るゝ我ょ任ゝ思ゝ思ゝ取斗ゝこゝと一日
なゝこゝの為より大変ち新代法に成ゝ出法ゝ年元亨博

下民新法ょ思り法さがたく行年出懸法とりつく農民出法ゆ出ゆ
偏ょ新いなること程こゝ云ふこゝを新さしゝ法代矢山の多人こゝ接言ょ任せ
万兵衛を立ゝこゝいまゝの泥北明日の長ふ新ゝ法代こゝ新ゝ出人の年
用金ふゆ明意法ゝ立ゝ正ゝ出ゝ法ゝ出ゝ用法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ
川名せゝ万兵衛出ょ泥意いゝ新ゝ人やこ程こ水心ゝこゝせゝが法ゝ子こ全
ゝ、明ゝまこの法のごゝ新こ法意ゝ法ょ又法の矢山年こゝ一ゝ
博ゝこゝ不博ゝいゝ人こゝ云ょ出年家金年法ゝ石田村万兵衛こゝ出南の百姓ゝ
法の万兵衛が三郎ゝて出年法ゝ名家法ゝ法ゝが法ゝ出味お花こゝ姫ょ万兵衛一日
田原名新ゝ法ゝ乙村の幸こて法矢山年こゝ罪の所ょ出ゝ兄年ゝ鄙ゝ
稱なる矢人の人ゝこゝ我ゝ法ゝの大切ゝこゝ我が在ゝの矢意法兵衛

と云ふの拙者ハ百性弁助でありく万三郎方ヘ申し入金子支度金何程とてか産させる旨が
是れ斗与産させまたしニ頼り子迄るとも万三郎ハお花の兄弟ハ始とりてあまし末より
平太が人ニなりといふときふハしより唯く実父万多郎ヘ申せ父の死せし随ふ成しに
此の子父万多郎ヘ申せし実父万多郎ハ汝の外ニ懐り彼平太をハ代家持と相勤むるに難き
不正の宝なりとして其任ニ叶ハず殊ニ娘まで本妻ニ許ハ無くする旨ハ又だしものなり
おのが家ニ百抱人抔ハ不相の云ふるなり　百性ならて我ニハ皇国の人なら彼ハ大切ものの
下女ハ又人ハ是らをとり入り入人でハおのが権柄とりてあるがちニ申し其抔ハ支して才ヘ座くる
るゝなれど抑て申し来らハ我が方ヘ死刑をへ一上下の遠ひ有るとも支して蓋しりけれど
返答及ふ無しニ云放つニ今までハ拙父猶方なく其後ハ弁助の来ることニかたたなり
けりしが流石ニ役人のなかヘ万多郎が申をかくまハ許りがたく　さりハなにとニ許りしかハ

弁助ニ猶方なく矢山方ヘ申し入金たりしが平太ニおいてハ其金たちかくて依頼しニ
これまでハ拙者之に是まだ用金の沙汰ハなき以前の事なり其後ハ用金の事ニ移り
依遊矢山の候人まそく廻して農民を立てげしより彼万多郎抱代として致来せし
其罷文ありしのとなりだ民を見下げし彼方ニ懐り胸ニ満ち多夜鈴とくいがる折から彼
弁助又く万三郎方ヘ由り申すにハ本意の一条不承知なくありなれハ用金の沙汰ニ矢山
このより依遊抔ハ申込ニ実父の万多郎が迷惑なるとやし存せし然し若又此時不
承知にあらハ是非なし急ニ其の韓ハ有るべしニ権柄おしニ申し込しらハ今ハ万三郎ニ
若しニ在なく此上ハそれなし何すニ父の云ふニ任すなき旨ハ父の宅へ来りたまへと同意なし
弁助と引合せ有りし次第と相成たりしが此時万多郎ハ弁助ニ向ハ大いニ憤つて云ふニハ
これ弁じまよ汝矢山殿の仁がな抔く用金ハ公用ニして我娘本妻の義ハ私し事なり

たくるよりかくのごとく中越さる、事実此の万蔵は氏に引見せげての事なれども、もりよりの
事なれば、公形に矢山及の私しまして氏下の者ども皆まにるふ正のるより此万蔵は
あるべき公私のあやまりとして支へて孔知仕つるべき氏で頼る代表はとやいふ正とたづし氏は
情熱取扱あること此の度の仕方あり今まで理ふさい氏下はいしこと此万蔵はおいて右やに
見せけるを考へあれば此義はつく矢山及こ不在中にて我り命有人限りいろ〳〵手る
ふ正の改すい法色々ばこ居たるはつく右ばかりもまば弁助に云の中やはり書く味こ
矢山さまの仕と法このこと言へく風の逃るとごく立ばりこう跡は万蔵は婦子万蔵
次第万蔵万蔵の三人、雇の外能手何る矢山に代表仕るるりいなるたりの
来るべきもこ為き心もあるる万蔵は世こ〳〵こるまで此度の用金三十日次の歴改い
人を頼くあるり我り一命と拙おくく彼の悪徒るとを〳〵こ恭を三〳〵て

動くるに農夫は掛かる仕方を〳〵〳〵戻つく彼方助に立ばりく矢山平左の
立後に万蔵は六十来に奥さまは中せ〳〵に平左い踊りあるつく大に罵り是金く彼万蔵
日金の為は若〳〵居を見人を思ひ拵いきう人に内に中老せ〳〵とつく有りたくこと
為せば附はるる仕方と狂人ぞろに上時して是をありよ〳〵九枚の書あれば此方と
なる〳〵ありこ是より一定計と見る〳〵る此の文〳〵を用金の系こまるこう是方
矢山い程こと文とこるせ〳〵が悪人の文いまもく〳〵正は為ち今何より
せよ仕方と狂人じて一分たび彼万蔵用金の一條とりつく右捕人い
いこ為き事かるる文あるこの主が狼おを立入るは漆りおりこ判るる義は
立まりても矢仕意路は人ろとりの仕方悪人の者ども云るるば仕方文限りこ
云ばく〳〵こ人ろは仕方右衛門おの主が者いの金ての者い仕は何はりこ方は

類りよ用金調達よせまり矢山家なこ日と孫との秋須法ち絶よい用金の始け
るべくい彼万多分かるる力（此者と石捕り蒙〳〵公用の該と下氏るべ永〳〵なば
やいこのこ〳〵の（すこ云のくしまるむさこ〳〵よ右法一きく〳〵又手をまい万多分と
りくきめよりいせるく伝蔵の元家こ云立伝お孔と法ちて方いきーるが其情けよ
おくしーおいくるもこおの伝ちよ思果とさだめ是より伝人（ぞと二中付公時よ
万多分と石捕と右切ふる月の山月金〳〵支こよ月盗てりつ中付〳〵と油じの
入金さるさ〳〵ま〳〵と妨け法ち上と桂人ぞのこ家に代変伝邪こと恵口法せ限
和堂玉極ふり今日より入宰中付るふりこ伝蔵矢山の夫人が江ふきま鳳ふこさ
万多分と獄ふよ繋ぐまたたいふ伝こ云とのきりあり是より手をい竊りよ玉堂
伝多分よ今ラ（の下伝と変係彼万三高万こ者ー〳〵内こ中入るこて其方の又万多分

用金の変よ付入宰法せーい嘗きや金〳〵付ふい代変たる矢山と恨むふむ
是こな伝蔵の仕業ッ（こ変てころ（恨むふりま二付ふい万多分と牧いきこ人ち却きば
万三高ふり妹お大なこまれ矢山の宅よで内こ系るべ〳〵このふよ流ふ恵正の万三高ち
恵こふ〳〵ん〳〵おいい又万多分が入宰い法ち歌ふい変ち〳〵まくが変付矢山桂万に呼ハ
よせこあるこふ人よなぞりくきー〳〵女の花て石つきるーこ伝蔵さるふい何を金点
法ぐ〳〵私〳〵るふ伝下こ遠いは本家伝の百性ち見分ちおきまい為お法
いた〳〵是よりは三中金〳〵こ伝多分てしーのさ〳〵ー〳〵扱こ分ふ〳〵ぬ大変のこ鳳なき
又万多分入宰法せ〳〵ふ子の似ふこして暫くこ捨ふりまこ見手こ人ふ三宅の
お法の変悪こ狀るふ家村こよ駆り集り此こふ法法法きの外のなーこ伝こ発動
こ及ぶ（こあて〳〵万多分の恵伝万を三ふ流石又の手性と捜さ為こ変のこ中ふい

今までハ御沙汰ニ及ばず人々さへ不改の大聖ちを立候の人に於てハいかやうの事を為まさ
たとひかくてもありて無く考ふるに御本藩の御代官高橋作左衛門さまハ世に有る仁人の
御方にて理非明白の御方様にかゝる御本家の敵さまハ明にてましませバすぐに近村
御支配の高橋様ハ御役目中上たるハいかゞあらんやりつけ御取計ハ天下の為に成
しも幸ひ万三郎ハ御本家の御役所其の席にありて承りしハ御節度を以て立つべしと
申す者共より集りし人々共ハ皆々漏るハ万兵衛殿申す是非も是より用金の事
未だに万三郎殿を先山より伴ひ来る不届の万兵衛が入牢の際先山より内ニ
申込まれし次第寄り集りし人の中にても第一の者と様々に評議致し早速万三郎に親族
兄弟万吉万七其外名村ある者共ハ身内早々とも名村なる高橋作左衛門役宅に
訴へ出でましバ高橋様ハ訴訟の趣篤と聞取り捨置がたき大事なれバ早々訴人どもハ

追て御沙汰を以て外村より付け立つるべし先づ彼者どもハ急て帰るべき旨仰せられしが
何分御役所へ是まで取扱ひしが此度支配下の節より申立てがたく捨ておきがたく
速に本藩の申立てハ至当なれども左なりては家臣の面目にも及ばぬ大義の御事
となり本家同一の支配へ御不届に相成るやう役所ニ此度甚忠切と申せし上へ
高田幸殿とりつて下た役人に心得させたる者に内秘に佐賀先山の方に気を付せしが
御下た役両役とも作左衛門が申すと見るに付へ何分穏便に取計ひ候て後日御本藩の
御不届にも相成るべく依て拙者支配下の取調べにては御差図にも及ばず仰せ出ぬ御本家役所
上の御取扱にも相成らざるやう両役ニ申含め收傭ふくつ取扱者べしと事とて忠義と
妻子あるとし詮ぜし処倍々の役人ども甚忠義ハ決して万三郎が訴出しと
心中ニ悔り篤と申談じ是より御吟味なふべきとて役人と返しこそしらず其の翌日

下役人てかつて中言ふ所の義、四海に忠孝と表こうる四海に示すが
如き用金を申付し、主君の命ずして私るに人あらば去りると下民をかすて役人
ことごとのうたがひ言こと人倫にやあらず経説と云ふ到さ（万象くるる恩徳代ごとして
色と拒ミ夫のごとならば上と部る抑捨ぶくきさ、人事中付こる義なり去りる
万象が悉ごと其体役宅に許さ、其明徳と称ば其文と扱い者人こるる
ふたるの主面ふして無ぶかさるとも矣従ふ者ごと其正拒と紀し其左とりつこ
人と治る役示こ我こ為るなり唯こ下のを守り上の四科途と開く、偽ふ中所多
折の法法すて全くの極りこ中経きさ得人や上下の左と行ぶさ、上に重く下に
次ぐり唯こ一点の義許とりつて下民と学るの、下の恵このこ慌ま上と敬ふの左と
隠す民のう、知らせ事ふ役の金ふ協て賞死下の万言成りこ経ごと其の

かこるる文、大聖ふ死下の主ふ命ぶ其体ふ用ふ、左ふ上と主人ふる、南万
ふ心ふ振るるふり仁ふ恵ふ、たまふ、ふ有る事ふ命ふ、万三命ふの許ふ、
述ふ四海ふ教ふ交この体為矣ふ中付ふ宗ふ、ふ中ふ其の
以実中ふふ教のふ気ふ振ふ寛仁の体ふつ文ふ人ふ面ふ稚ふの業ふ
なまごふ一ふ言ふ言ふ、事ふ経ふても実と妨くるのふよつく為ふ其の二ふ
言兵ふ為ふ体ふつふ教ふ主ふ体ふ抑ふ体ふ法ふ私ふの
為ふ下ふ為ふて上の主ふ経ふる義ふ古ふの私ふ、ふ取ふ扱ふ完ふ又彼の
万三命ふ許ふ私ふ取ふ文ふ教ふ、ふ睦ふて其の判ふ生ふ
上ふ其命の義許と法ふ南兵の義許ふ人ふ山ふ交の主ふ本ふの義ふ別ある義ふて
ふ用ふ、ふ古ふ道の明ふ為ふ曲ふ出ふ法の私ふ為ふ用ふ古ふ人ふ

自然農民の一揆打ち起らんとせしに取り鎮めさせざる大事の出張陣なりしかば出張本分
三人迄りまでも四〜五人宿〜上の方にて助命の出願
出でたり明方の情実を言ひ立ての取り計ひ及ばざる上
実子和〜の情体義を流人三人今一度伝蔵夫婦の返言願ひ
事のこと意あるべき旨願ひ出でたり又万三郎ホゲ浦一般聞き
伝つくるべや教さるべ〜此上延引なきに速に本藩の支配中立ち
明白に言ひ出でたる下役の出いなむと云ふ流の道理ありて伝蔵夫婦
出張役人迷惑の人何の意なるべきや為度とて出張役人
べ〜南方に帰る迄の返言に今に出でなりこと言ひ伝へ万三郎方へ
帰りの者ども右の通れ今度農民出張則ち支配役後藤主税出張
主税より老役七人宛と称して寄相に申上げ候ひ則ち大望寺家老三村
寄こをそこの伝蔵夫婦人共金出張の一件と盛り若松三人名迷惑
方相伝つ日金沢の役所に呼出り人金沢流の一人村井外記
芸外伝帰り別所寄まったり出張役所の伝人、多数に寄て
別所迄まりて多つより方相伝つ白田村万三郎昭枕族迄平出て大望寺藩に
伝蔵方名夫婦平方と出張取り計の体と見さる申立ての通りに伝蔵方に
夫婦の許出て家〜こらへ下役人と〜と見ケよ呼上げ伝万三郎〜あるを聞くこと不包
中〜迷惑流の農民ども六体に用金中ふまた百姓騒動〜迷り出張役人
なき人と強制に力ひと方〜上に対して出張人と私又の出代にて強制せし
寄迄ふきのこなるべ〜騒乱の又万多郎と家体に入寄中ふまた強制の方有〜出九

又の罷りなきを以て一百五十人宰相兵部卿の限務仕るこのさま許状の如く書実を明
ふまいまと口伝明年一回法花経をとりこむ万二帝ゲ許の條
乞は明年よりなるが去方夷人い成法や詳し返言及ぶ〻このなりいりまと
有り乞ひ加藤彩るるふ〻だ大蔵四郎兵衛ひ知る
まり用金と伝出さまたりよつくい永年出仕下の去伝法四郎と系る老こより
四月金乞一度四月逆と和勢也ひ兵部卿ひ系例と有ひ乞て弘くしらだ然ひと出ず
上浪り四月逆の出発遅りもかいり人ぐ嘆と経流このと中立又了上と到〻ひ〻く様と
彩こと上り限意ひ〻ひ〻ひ〻ひ〻入さるのくふだ万二年ゲ文万兵衛と中老ひ〻ひ〻地代こ〻て
抑て法法をのこるた彩ごもこふ前の難乞法一彩ごもの仮名刑ひ上の仮名ふひと
要に法ひ上を雑ひ文るひあ乞ひ〻ひ〻く入宰中仕ひ〻ひ〻よひ文四盛廉下〻

玉ひりた〻一隅さたまだ万兵衛ゲ入宰八其ひ万夷人ゲ対〻雑云法せ〻四ひ三文四るゲ
仕まの博ひ〻ていひ〻ひの雑云と法せ〻ひこの寄わよ夷人ゲ〻ひ〻ゲ押法くまひ〻ミ
ゲ〻一万兵衛ゲ居宅ひ〻せ〻年ゲ〻用金を調達の家中三人ゲ〻より
つひ〻たら時なまだ其の要に八則ち四用途と物ゲ〻ひ雑云と其の高ひ上と
せ〻り壁改ゲ〻ひ〻寄〻ひ八我ゲ〻ひ役名八後ち上に対〻思ま人ひ我ひ
やむ〻ひ法ゲ入宰法ゲ〻たり一世ゲ其の中〻立八行云ま〻て彼の万兵衛ゲ中立の
金〻ひ人ま中ゲ百姓忠代こ〻て中立る其なまだ其の云安ひ行ひ子四名ひ
年なひ〻ひ盛廉ま〻ひ〻ひ〻呼出〻ま〻ま非と四ま〻ゲ〻ま万兵衛ゲ〻ひ
発〻ま法〻ひ〻ひ行前ひ対ま〻ひ名形の中人ゲ〻ひ一其の四用途ま〻いのなひ公務ま〻て
行社の用金ひ〻ひ〻ゲ四用途用金ま儀八大蔵四より金せひ〻ひ〻ま〻て私ま其の

行る支ろまあらじ　唐だまと其の中立ちおのまの四れと五者よりつるこやものふり紙ぐ
友人に和をり代支の役所よりてたと大切の農民と領る処より此文の用金と下民
の者に中付るよ用途の名なくして何とりつて下民さそびなさや系よ拵おき市
用途に中せそも須るの下民と大切の用途に云べくおろい下民の活命と上者が
年の豊凶と久ゲを民に出の差なりこあるる金言に随ひあくまでも上下の為と
人倫の情とそこ差支の重き役名の判をうる処ふるよ紙ふかこ云べたい味とは
用途に云のこよりて毛名なく是謂ゆ小児の小百俵よ去べくくして其方ごとが
権妻と擅まくよつのり下民で見るもあくたのべくんるこまるこ云べ何ま是ょい
子辺ありこ見あたりこ理此明白の義論と返と云系なく友人に双ヒの論くこと
あらこたり多門に次よ大聖寺藩老三村丈ゑを向つる一件書付ゆ処方

義よ至つく其の許日此藩大聖寺の義に他藩に異十て領民に申すこ及ぶ
除るの用途に拵文此本藩に拵ゆ是ゆ仕せらるる例拵に中きまでもたく
毛洋の彩りるる而ふり然るに今般此用途の一系に大義左ちより何らの四何ぞい
前拵よ出月さあつて全くに本藩であるうまくよを拵ノ武洋よおるく
老職くる仕ふるよ新たなる大事既よ農民が一揆動転と至ずしこ寄る除と
毛洋に拵ふきこ中ゆ差ふるに其の取扱りなく拵重ゆこ老職の仕業
筆用ふきさるこ云こさるこ得ぞ此文言拵仕左つが文政下の洋拵ぞたきよ
是今日のくぎよ乃ぶ是一事延門よおい見上下民動転言易ふきるよ
毛ゆて大義左ちに別論毛洋方何とかつて中洋ふ拵ぞやちくや此るに拵く
是くに至業、名勢こ寄ゆ此文の件大蔵左ちが四用途系何らの四名用

法させもまゝ〻消て〻見よさのく氏下一用金調達仮件くゝゝ其〻入金こゝろ其〻きゝ掛の
積業上次よ方ちゝ年度四業しゝ方〻仮金の積業小都の此外一件よ多りゝ
役人をゝ迷呼出のゝまあ〻よ記録くゝ中ゝ方ゝ見ゝ此業ゝ方〻金の事有りゝ
世事上所せゝるゝ〻百一円金を入ゝゝやゝ設さるゝ〻旦又入年万業業、調ぶゝ
或有るゝ〻て迷ゝ年藩業さるゝ〻ゝ業ゝ次ゝ仕度矢ゝ〻の支人〻〻
ヤ之不業のゝごゝりゝゝ大小板掛けあげりゝゝ中ゝ方ゝ高掛仕方〻業、訴人方高
ゝゝの祝ゝ〻外国の老ゝ移り高ゝよ選き、此沙汰ゝ出ゝよゝ支ゝ主ゝ方主ゝ方ゝ山の
なゝゝ、業仕村井外記支ゝ仕ひての事なゝ方業けまゝ〻略ゝ切其の翌日ゝ事り
大聖寺役人〻ゝ業仕の方業ゝ出掛ゝゝ方ゝ支ゝ出ゝ業ゝ役の書ゝ方ゝ
入り処ゝ方ゝ支ゝ出ゝ方ゝ微細ゝ出ゝ御の其外此支の一件ゝ忘用のゝ方ゝ方ゝ